



ひと、くらし、みらいのために
宮城労働局
Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和3年8月3日
宮城労働局労働基準部賃金室
賃金室長 佐藤 一司
地方賃金指導官 小嶋 秀樹
電話 022 (299) 8841

宮城地方最低賃金審議会を開催します

標記の会議を下記のとおり開催します。

取材又は傍聴を希望される方は、別添の応募要領によりお申込み下さい。

記

- 1 日時 令和3年8月5日（木）午後3時00分
- 2 場所 仙台第4合同庁舎2階共用会議室（宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地）
- 3 議題 宮城県最低賃金の改正について（答申）ほか
- 4 その他

本審議会は公開することとしていますが、審議会の判断により一部非公開とさせていただきます。

また、審議の進行の妨げになるおそれがありますので、頭撮り及び答申文手交の様相についての撮影を除き、審議中の写真撮影等をご遠慮いただきます。

なお、詳細は別添をご覧ください。

令和3年度第3回宮城地方最低賃金審議会の開催について

令和3年8月3日

標記の審議会を下記のとおり開催いたします。

取材を希望される方は下記申込要領によりお申し込みください。

記

- 1 日時 令和3年8月5日（木）午後3時00分から
- 2 場所 仙台第4合同庁舎2階共用会議室（宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地）
- 3 議題 （1）宮城県最低賃金の改正決定の答申について
（2）その他
- 4 傍聴者数 10名まで
- 5 申込要領
 - （1） 傍聴希望者は、傍聴を希望される審議会の開催日、住所、氏名、電話番号（8月5日（木）午前10時から午前11時までに連絡できる番号）を御記入の上、ファックスにて下記のあて先までお申し込みください。
申込締切日時は8月4日（水）午後5時（必着）です。
郵便番号 983-8585（住所記載省略可）
あて先 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
宮城労働局労働基準部 賃金室 あて
問合せ先 電話番号 022-299-8841
ファックス番号 022-295-3668
 - （2） 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選させていただきます。傍聴ができない場合のみ、8月4日（水）午前10時から午前11時までの間に電話にて御連絡させていただきます。
 - （3） 審議会当日は、審議会開会予定の10分前（午後2時50分）までに、仙台第4合同庁舎にお出でください。なお、事前にお申し込みいただいた御本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は御本人であることが証明できるものを御持参ください。
 - （4） 取材又は傍聴される場合には、別紙「取材・傍聴される皆様への留意事項」を厳守してください。なお、当該事項をお守りいただけない場合は、会長が退出を命じる場合があります。

取材・傍聴される皆様への留意事項

- 1 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 3 頭撮り及び諮問文手交の場合を除き、写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用は御遠慮ください。
- 4 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 5 審議会委員等の言論に対し賛否を表明したり、拍手をすることはできません。
- 6 取材・傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することは御遠慮ください。
- 7 取材・傍聴中、飲食及び喫煙は御遠慮ください。
- 8 取材・傍聴中の入退室は、やむを得ぬ場合を除き、慎んでください。
- 9 はちまき、ゼッケン、腕章等の会場内における着用は御遠慮ください。
- 10 銃刀類その他危険なもの又はプラカードその他審議会の進行を妨げるおそれのあるものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 11 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、マスクの着用をお願いいたします。
- 12 その他、会長及び最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

以上